

# 会費等規程

令和 7年 4月 24日 施 行

# 会費等規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人中小建築工事業協会（以下「当法人」と言う。）の運営にあたり、会員が負担すべき会費並びに賛助金、寄付金等について定めることを目的とする。

## 第2条（会費の納付）

入会を希望する者は、入会が承認を受けた後、年会費を当法人が指定した期日までに当法人が指定する金融機関口座に振り込むことにより入会となる。

## 第3条（年会費）

会員は、事業年度（毎年6月1日より翌年5月31日とする。）毎に年会費を負担する。

2. 事業年度における年会費額は、以下のとおりとする。

(1) 正会員	(一律)	金、21,000円
(2) 賛助会員	(一律)	金、30,000円

3. 会員が事業年度の途中に入会する場合は、入会月より事業年度末（5月31日）までの、期間について前項に規定する年会費を月割計算（1か月に満たない場合は、1か月とする。）により支払うものとする。

4. 会員は、当法人が指定した期日までに年会費を当法人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

## 第4条（臨時会費）

当法人は、当法人の収支状況に鑑み、代議員総会の議決に基づき、会員から臨時に会費を徴収することができる。

## 第5条（基金・寄付金）

当法人の行う事業に際し会員又は第三者から、基金・寄付金を募ることができる。

2. 基金・寄付金は、その使途用途を明確にし、他の用途に使用することはできない。
3. 基金・寄付金の募集、寄付金額等については、理事会で定める。尚、会員種別に応じ一律に寄付金を徴収する場合は、代議員総会の議決を要する。

## 【附則】

令和7年4月24日（施行）